令和６年度第２回

東 松 山 市 市 営 住 宅

入居者募集のご案内

区分	申込み期間
①一次募集	令和６年 11 月１日（金）～令和６年 11 月 15 日（金） （郵送による申込み：消印有効）

一次募集で申込みのなかった住宅

区分	申込み期間
②二次募集	令和６年 12 月２日（月）～令和７年１月 17 日（金） （電話による申込み：先着順）

目次

１．申込みから入居まで ・・・・・・・・・・・・・ １ ページ
２．申込資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４ ページ
３－①．一次募集・・・・・・・・・・・・・・・・ １２ ページ
３－②．二次募集・・・・・・・・・・・・・・・・・１２ ページ
４．【共通】申込み上の注意・・・・・・・・・・・・ １３ ページ
５．入居資格審査・・・・・・・・・・・・・・・・・１４ ページ
６．入居説明会・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７ ページ
７．家賃・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７ ページ
８．その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７ ページ
◇募集住宅一覧・募集スケジュール◇ ・・・・・・・・・別　紙

埼玉県住宅供給公社
当公社はプライバシーマークを取得しています。

令和６年１１月作成

１．申込みから入居まで

申込資格を確認する

市営住宅を申込むためには一定の資格が必要です。
この募集案内に記載されている「２申込資格」で確認してください。

P４参照

①一次募集
申込書類を郵送する

P12 参照

②二次募集
電話で申込み後
申込書類を郵送する

P12 参照

入居資格審査

入居資格の審査は、皆様から提出された書類によって行います。
また、埼玉県警の暴力団照会において暴力団員に該当された方は失格となります。

困窮度判定

申込者の数が募集戸数を超えた場合は、資格審査書類をもとに困窮度判定を行い、入居者を決定します。

困窮度判定で入居者を選定できない場合は、抽選により**当選者を抽出**します。

入居決定通知

資格審査等の結果、入居予定者となられた方に対しては**「市営住宅入居決定通知書」及び「入居説明会開催通知」**を送付します。
また、入居資格のなかった方及び入居者選定審査の結果落選となった方に対しても、その旨を通知します。

入居説明会開催

入居決定者に対し、入居説明会を開催いたします。
【会場】：**埼玉県住宅供給公社　熊谷支所**
（埼玉県熊谷市赤城町１－１４７－２）

入居説明会では、入居に係る諸手続等の確認もいたしますので、次の書類をご持参の上、必ず出席して下さい。
・**「市営住宅入居決定通知書」**
・**「市営住宅入居請書」**
・**「敷金納入通知書兼領収書」**の写し

（注）(1)無断で欠席されますと、入居辞退とみなします。
(2)入居前に敷金（決定家賃の３ヶ月相当分）を納入していただきます。

入居の承認

「市営住宅入居可能日決定通知書」を発行し、入居承認します。

入　　居

入居可能日　入居日は、一次募集と二次募集で異なります。
詳細は別紙「募集住宅一覧・募集スケジュール」をご確認ください。
（注）**(1)** 入居可能日から**１０日以内**に入居していただきます。
(2) 家賃は**入居可能日**から発生します。**引越し日**からではありませんので、ご注意ください。

■具体的な日程については、別紙「募集住宅一覧・募集スケジュール」の裏面をご覧ください。

■埼玉県住宅供給公社のホームページで、一部の市営住宅の部屋の３６０度画像を公開しています。

■一部の市営住宅の部屋について、Ｐ２７にＱＲコードを掲載していますので、スマートフォンをお持ちの方は、３６０度画像を見ることができます。Ｐ２７をご参照ください。

個人情報の取り扱い

埼玉県住宅供給公社がお客様の個人情報をお預かりする場合は、下記利用目的等の通知又は公表を行ったうえで、利用目的の達成に必要な範囲で収集いたします。

また、保有するお客様の住所・氏名等の個人情報は、公社個人情報保護方針に則り、適切に取り扱います。

１．個人情報の利用目的

提供いただきました個人情報は、当公社が次の利用目的の範囲で利用させていただきます。

①市営住宅等の申込み、入居、収納、修繕、退去等の業務
②各種情報及び連絡事項のご連絡やご案内
③各種アンケートのお願い
④調査・統計資料の作成
⑤その他住宅等の管理上必要な場合

２．個人情報提供の任意性

申込書や各種申請書等について、個人情報を含む所定の記入箇所の不備や添付書類を提出されない場合、失格や無効など、不利益が生じる場合がありますので、ご承知おきください。
なお、各種アンケートについては、個人情報の提供は任意です。

３．個人情報の第三者提供

当公社は、「法令等に定めがある場合」、「個人の生命の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合」等を除き、個人情報を第三者に提供することはいたしません。

４．個人情報の預託

当公社は、業務の執行上、個人情報保護の措置が講じられている業者（管理業者、修繕業者など）へ個人情報を預託する場合がありますので、ご承知おきください。

５．個人情報の利用目的の通知及び開示等のお求めの手続き

当公社は、本人又は本人から委託された代理人からの個人情報の開示・訂正・利用停止等のお求めに対応しております。
なお、お求めの際は各種請求書を提出していただきます。

個人情報問合わせ・相談窓口
TEL　０４８－８２９－２８６３
FAX　０４８－８２４－３７８６
メールアドレス　privacy@saijk.or.jp
個人情報保護管理責任者　事務局長
代表者　　理事長　庄司　健吾

※　別添の「同意書」に記入していただき、「市営住宅入居申込書」等とあわせて郵送してください。

２．申込資格

（１）共通要件

申込みできる方（外国人は、在留カードの交付を受けている方）は、次の**ア～オ**までのすべての要件を備えていることが必要です。

ア．　現に同居し、又は同居しようとする親族（内縁関係にある方、婚約者、パートナーシップ宣誓をしている方及び里子を含む）があること。（次の※印にご注意ください）

※内縁関係とは、住民票上で１年以上の同居が確認でき、かつ、双方に配偶者がいないことが条件になります。

※婚約者としての申込みは、入居可能日の前日までに入籍し、また、両人とも同時に入居することが可能な場合において認められます。

※パートナーシップ宣誓をしている方とは、パートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領カードの交付を受けた方になります。

※母子（父子）家庭で申込みの場合は

・婚姻関係が解消していること。（離婚が成立していること）

・婚姻関係が解消されていないで申込みの場合は、配偶者と住民票で１年以上の別居が確認できるか、または、家庭裁判所に離婚の調停を申し立てていること。（証明書添付）

なお、入居の前日までに離婚が成立できない場合は、配偶者が同居しない旨の「念書」の提出が必要となります。

※社会通念上著しく不自然な世帯分離による申込みはできません。詳細については、ご相談ください。

イ．　申込み時に東松山市内に住所（住民票で確認できること）があり、市民税・県民税を滞納していないこと。

ウ．　申込者本人を含めた同居世帯の全員が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第２条第６号に規定する暴力団員ではないこと。

エ．　現に住宅に困窮していることが明らかなこと。

ただし、

（ア）自己名義の住宅を所有している方は申込むことができません。

（自己名義の住宅は、入居しようとする世帯全員の方が対象です）

（イ）独立行政法人都市再生機構、住宅供給公社、その他国及び地方公共団体などの施策住宅等に入居している名義人の申込みはできません。

オ．入居しようとする世帯全員の収入の総額（収入月額）が、次の（表１）にある収入基準以下であること。

（収入月額の算出方法は、**７～１１**ページを参照してください）

（表１）

申　込　み　範　囲	収　入　基　準
一　　般　　世　　帯	**１５８，０００円以下**
※裁　　量　　世　　帯	**２１４，０００円以下**

※現に同居し、又は同居しようとする親族のうち、次に該当する方がいる世帯は裁量世帯として認められ、収入基準が「214,000 円以下」に緩和されます。

ａ．１～４級に該当する身体障害者の方

ｂ．１、２級に該当する精神障害者の方

ｃ．Ⓐ、Ａ、Ｂに該当する知的障害者の方

ｄ．障害の程度が恩給法別表第１号表ノ２の特別項症から第６項症まで、又は同法別表第１号表ノ３の第１款症に該当する戦傷病者の方

ｅ．原子爆弾被爆者の認定を受けている方

ｆ．申込者本人が６０歳以上であり、かつ同居者のいずれもが６０歳以上の方、又は１８歳未満の方

ｇ．海外からの引揚者で、本邦引揚後５年を経過していない方

ｈ．単身者対応住宅へ申込む６０歳以上の方

ｉ．「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」第２条に規定するハンセン病療養所等に入所していた方

ｊ．同居者に小学校就学前のこどもがいる方

○入居後３年経過し、小学校就学前のこどもがなく、かつ収入月額 158,000 円を超える場合、収入超過者として明渡し努力義務が発生するとともに、割増家賃が加算されます。

（２）単身入居の要件（参考）

※今回の募集では、単身入居の募集はありません。

単身入居については４ページ、５ページの**２申込資格(1)共通要件（ア．は除く）**のほか、次に定める要件が必要となります。

以下のいずれかの要件を備えた１人の世帯であること。
ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められた方は除きます。

(ｱ)　６０歳以上（入居可能日の前日時点）の方。
(ｲ)　１～４級に該当する身体障害者である。
(ｳ)　１～３級に該当する精神障害者である。
(ｴ)　Ⓐ　Ａ、Ｂ、Ｃに該当する知的障害者である。
(ｵ)　障害の程度が「恩給法」別表第１号表ノ２の特別項症から第６項症まで又は同法別表第１号表ノ３の第１款症に該当する戦傷病者である。
(ｶ)　原子爆弾被爆者の認定を受けている。
(ｷ)　海外から引き揚げた方で、知事の指定を受けている（日本上陸後５年以内で、引揚証明書の交付を受けている）
(ｸ)　「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」第２条に規定するハンセン病療養所等に入所していた。
(ｹ)　「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第１条第２項に規定する配偶者等からの暴力の被害者で、次のいずれかに該当する。
・婦人保護施設での保護が終了した日から５年を経過していない。
・裁判所が決定した保護命令が効力を生じた日から５年を経過していない。
(ｺ)　生活保護受給者である。
(ｻ)　特定中国在留邦人等のうち支援給付受給者である。

※　(ｳ)(ｴ)に該当し、申込まれる方は、事前に埼玉県住宅供給公社　熊谷支所にお問い合わせください。

※　日常的に車イスを使用される方は、向台住宅に申込まれるか、事前に埼玉県住宅供給公社熊谷支所にお問い合わせください。

収入月額の計算方法

収入月額については、下記の計算方法により算出し、４ページの収入基準に該当するかを確認してください。

入居しようとする者全員の合計の年間所得金額（A）	－	控除合計金額（B）	÷１２か月 ＝	収入月額

―　原　則　―

収入基準を算出するにあたり使用する収入は、昨年１年間の収入です。

また、昨年１月２日以降に就職、転職等又は新たに事業を開始された方は、現在の職における推定の年間収入を算出し、用いることとします。

なお、退職・事業の廃止などにより無収入となり、現在も就職、事業開始されていない場合は、収入が無いものとみなし、計算に加えないこととします。

(A) 年間所得金額の計算方法

給与所得者 ⟶ **源泉徴収票では「支払金額」ではなく「給与所得控除後の金額」が年間所得金額です。市が発行した住民税決定証明書では所得の区分の「(給与収入)」ではなく「給与（調整控除後)」が年間所得金額となります。**

事業所得者 ⟶ **確定申告書の所得金額の合計が年間所得金額となります。**

年金・恩給所得者 ⟶ **源泉徴収票を使用する場合は、９ページ②　により年間所得金額を計算してください。市が発行した住民税決定証明書では所得の区分の「雑」が年間所得金額となります。**

(B) 控除金額の計算方法

控除金額の計算方法（１０ページ）により、控除合計金額を算出してください。

※前年１月２日以降に就職、転職又は事業を開始した方は、次の(ア)又は(イ)により、推定年間総収入金額及び、推定年間所得金額を算出してください。

（ア）**給与所得者**

推定年間総収入金額 ＝ $\dfrac{\text{勤続間の総収入金額－支払済賞与額}}{\text{勤続月数}}$ × １２ヶ月＋賞与額

⟶ ８ページ①により年間所得金額を計算する

（イ）**事業所得者**

推定年間所得金額 ＝ $\dfrac{\text{事業により得た総収入金額－必要経費}}{\text{事業を営んだ月数}}$ ×１２ヶ月

（注）（ア）又は（イ）とも月の途中で就職、転職又は事業を開始した場合は、その月に得た収入額は除いて計算してください。

(参考)

○年間総収入金額とは…

給料、賃金、賞与、報酬及び時間外手当などの合計額で、所得税や社会保険料などを差し引く前の額です。ただし、通勤手当のうち非課税部分の収入は除きます。なお、給与所得は年間総収入金額から所得控除を行ったものです。

○事業所得とは…

給与所得以外のすべての所得のことです。事業等により得た年間総収入金額から、税法上認められた必要経費を控除したものが事業所得となります。

○所得とならないもの…

生活保護扶助料、失業給付金、労災保険給付金、遺族・障害年金などは非課税所得で、所得とはなりません。

（A）年間所得金額の計算方法

① 給与所得者（7ページ（ア）に該当する方）

□推定年間総収入金額から年間所得金額を計算する

各自の推定年間総収入金額を下表にあてはめて、年間所得金額を算出してください。

給与所得控除後の給与等の金額の算出

<table>
<tr><th>推定年間収入金額（★）</th><th colspan="2">推定年間所得額（円）</th></tr>
<tr><td>551,000 円未満</td><td colspan="2">0</td></tr>
<tr><td>551,000 円以上 1,619,000 円未満</td><td colspan="2">推定の年間収入金額 － 550,000</td></tr>
<tr><td>1,619,000 円以上 1,620,000 円未満</td><td colspan="2">1,069,000</td></tr>
<tr><td>1,620,000 円以上 1,622,000 円未満</td><td colspan="2">1,070,000</td></tr>
<tr><td>1,622,000 円以上 1,624,000 円未満</td><td colspan="2">1,072,000</td></tr>
<tr><td>1,624,000 円以上 1,628,000 円未満</td><td colspan="2">1,074,000</td></tr>
<tr><td>1,628,000 円以上 1,800,000 円未満</td><td rowspan="3">★÷4000＝A
A の小数点以下切り捨てた額＝B
B×4000＝C</td><td>C×0.6＋100,000</td></tr>
<tr><td>1,800,000 円以上 3,600,000 円未満</td><td>C×0.7－80,000</td></tr>
<tr><td>3,600,000 円以上 6,600,000 円未満</td><td>C×0.8－440,000</td></tr>
<tr><td>6,600,000 円以上 8,500,000 円未満</td><td colspan="2">推定年間収入金額×0.9－1,100,000</td></tr>
</table>

② 年金・恩給所得者

□年間所得金額を計算する

年金・恩給を受けている方は、次の計算方法により年間所得金額を算出してください。
（1円未満の端数は切り上げます。）

受給者の年齢	年金・恩給額	年間所得金額の計算方法（円）
65歳以上の方	1,100,000円以下	年間所得金額は0
	1,100,001円以上 3,300,000円未満	（年金・恩給額）－1,100,000
	3,300,000円以上 4,100,000円未満	（年金・恩給額）×0.75－275,000
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	（年金・恩給額）×0.85－685,000
65歳未満の方	600,000円以下	年間所得金額は0
	600,001円以上 1,300,000円未満	（年金・恩給額）－600,000
	1,300,000円以上 4,100,000円未満	（年金・恩給額）×0.75－275,000
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	（年金・恩給額）×0.85－685,000

※ 受給者の年齢区分は、その年の１２月３１日の年齢によります。
（１月１日生まれの方は、年齢を１歳加算してください）

※1人で給与所得と年金所得の双方に該当する方は、それぞれ計算して合計してください。

※給与所得控除後の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計が１０万円を超える場合は、給与所得控除後の金額から最高で１０万円を差し引いた額が給与所得金額となります。

［給与所得控除後の給与の金額（１０万円超の場合は１０万円)］+公的年金等に係る雑所得の金額（１０万円超の場合は１０万円)］－１０万円＝給与所得控除後の金額から控除する額

(B) 控除金額の計算方法

下表の該当する項目ごとに控除金額を算出し、合計してください。

控除種別		控除の対象者	控除金額
一般控除	同居・扶養	申込者本人を除く同居（又は同居しようとする）親族及び同居しない所得税法に基づく遠隔地扶養親族 （備考：収入の有無にかかわらず控除されます）	380,000円×　人＝　　円
特別控除	給与・年金	申込者本人又は同居親族に給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方	100,000円×　人＝　　円 （所得額が10万円未満の場合は当該所得額）
	特定扶養親族	扶養親族のうち、年齢１６歳以上２３歳未満（入居可能日の前日時点）の方	250,000円×　人＝　　円
	老人扶養親族	扶養親族のうち、年齢７０歳以上（入居可能日の前日時点）の方	100,000円×　人＝　　円
	老人同一生計配偶者	同一生計配偶者のうち、年齢７０歳以上（入居可能日の前日時点）の方	
	障害者	申込者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち (1)児童相談所などから中度・軽度の知的障害者と判定された方 (2)２、３級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 (3)３級～６級の身体障害者手帳の交付を受けている方 (4)戦傷病者手帳の交付を受けている方で第四項症から第六項症まで及び第五款症までの方 (5)年齢６５歳以上で障害の程度が(1)(3)と同程度であることの認定書を福祉事務所長などから交付されている方	270,000円×　人＝　　円 ※同一人物で障害者控除と特別障害者控除が重複する場合は控除額の大きいものが対象
	特別障害者	申込者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち (1)心神喪失の状況にある方 (2)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で１級の方 (3)児童相談所などから重度の知的障害と判定された方 (4)身体障害者手帳の交付を受けている方で　１・２級の方 (5)戦傷病者手帳の交付を受けている方で、特別項症から第三項症までの方 (6)原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている方 (7)年齢６５歳以上で障害の程度が(1)(3)(4)と同程度であることの認定書を福祉事務所長などから交付されている方 (8)常に就床を要し複雑な介護を要する方	400,000円×　人＝　　円 ※同一人物で障害者控除と特別障害者控除が重複する場合は控除額の大きいものが対象
	ひとり親	所得者本人が現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で、次の用件すべてに当てはまる方 (1)生計を一にする子がいること (2)合計所得金額が500万円以下であること (3)所得者本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	350,000円×　人＝　　円 （所得額が35万円未満の場合は当該所得額）
	寡婦	所得者本人が、㋐から㋒のいずれかに該当し、かつ、(1)から(3)の用件**すべてに**当てはまる方 ㋐夫と離婚してから婚姻していない方で扶養親族がいる方 ㋑夫と死別してから婚姻をしていない方 ㋒夫の生死が明らかでない方 (1)ひとり親に該当しないこと (2)合計所得金額が500万円以下であること (3)所得者本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	270,000円×　人＝　　円 （所得額が27万円未満の場合は当該所得額）

収入月額算出の計算例（参考にしてください）

市営住宅入居申込書記入例にある家族構成で、夫の住宅税決定証明書の「給与（調整控除後）」の金額が 3,364,800 円、妻の「給与（調整控除後）」の金額が 684,555 円（３級の身体障害者手帳の交付を受けている）、こども 2 人には収入がない場合

１．年間所得金額を合計する

3,364,800 円＋684,555 円＝4,049,355 円（所得合計金額）・・・・・（ａ）

２．控除金額を計算する

同居・扶養控除　380,000 円×3 人＝1,140,000 円
給与・年金控除　100,000 円×2 人＝200,000 円
障害者控除　270,000 円×1 人＝270,000 円
特定扶養親族控除　250,000 円×2 人＝500,000 円
1,140,000 円＋200,000 円＋270,000 円＋500,000 円＝2,110,000 円（控除合計金額）・・（ｂ）

４．収入月額を算出する

（ａ）　　（ｂ）
（4,049,355 円－2,110,000 円）÷12＝<u>161,612 円（収入月額）</u>

５．入居資格を確認する

この計算例の場合、申込者世帯が５ページに記載してある「裁量世帯」に該当し、世帯の収入月額が基準の収入月額（２１４，０００円以下　※「一般世帯」は、１５８，０００円以下）の範囲内でありますので、申込資格に該当することとなります。

なお、計算の結果、収入月額が基準範囲外となってしまった場合は、入居資格審査で失格となる可能性があります。

３－①．一次募集

① 募集期間

令和6年 11 月 1 日(金)～令和6年 11 月15 日(金) ※消印有効

② 申込み方法

次に示した書類のみを、下記あてに郵送してください。

必要書類　ア.「市営住宅入居申込書」
イ.「同意書」
ウ.「資格審査書類」(P14、15参照)

送付先　〒360－0826 埼玉県熊谷市赤城町1－147－2
埼玉県住宅供給公社 熊谷支所

③ 募集住宅一覧・募集スケジュール

別紙「募集住宅一覧・募集スケジュール」をご覧ください。

④ 入居者の決定方法

入居者の選定

申込者が募集住戸数と同一の場合は、原則として申込者を当選者とします。申込者の数が募集戸数を超えた場合は、困窮度判定で入居者を選定します。困窮度判定で同点の場合は、抽選により当選者を抽出いたします。困窮度判定や抽選には、「市営住宅入居申込書」にある「世帯状況の申告の内容」を使用しますので、１６ページを参考に記入してください。

抽選を行う場合は、該当者のみに抽選番号を記入した**「市営住宅入居申込受取票」**を郵送し、公開抽選いたします。

審査等の結果、入居予定者となられた方には、**「市営住宅入居決定通知書」**を送付します。

なお、入居資格のなかった方及び入居者選定審査の結果落選となった方に対しては、**「市営住宅入居者選定結果通知書」**を送付します。

３－②．二次募集

①募集期間

令和6年 12 月 2 日(月)～令和 7 年 1 月17 日(金) ※先着順

②申込み方法

（1）埼玉県住宅供給公社熊谷支所へ電話でお申し込みください。先に申込み者があった場合には、次点登録となります。先に申し込まれた方が入居資格審査により失格、あるいは辞退された場合に、申込みについてご案内させていただきます。

埼玉県住宅供給公社 熊谷支所 TEL:048－577－6043

（２）資格審査書類の提出

申込みの電話をされた際に、申込み書類と資格審査書類の提出を求められましたら、資格審査に必要な書類（１４、１５ページ参照）をご確認の上、提出書類に不足の無いよう揃えていただき、　埼玉県住宅供給公社熊谷支所へご郵送ください。

③募集住宅一覧・募集スケジュール

定期募集で申込みのなかった住宅について、随時募集で申込みを受け付けます。
募集住宅については埼玉県住宅供給公社熊谷支所へお問い合わせください。
募集スケジュールは別紙「募集住宅一覧・募集スケジュール」の裏面をご覧ください。

④入居者の決定方法

資格審査の結果、入居予定者となられた方には、**「市営住宅入居決定通知書」**を送付します。
なお、入居資格のなかった方には、**「市営住宅入居者選定結果通知書」**を送付します。

４．【共通】申込み上の注意

（１）申込み資格の確認

市営住宅を申込むためには一定の資格が必要です。**４ページ～１１ページ**に記載されている申込資格を確認してから申込んでください。

（２）申込書記入上の注意

ア．申込書の日付は、申込書等を郵送される日を記入してください。
イ．申込書は住宅名義人が、氏名を記入してください。
ウ．住所は番地まで正しく記入し、アパート、借間等の場合は、○○アパート○号室、○○様方まで記入してください。
エ．入居しようとする方の氏名欄には、入居しようとする世帯全員の氏名、フリガナを記入し、続柄、生年月日、年齢をそれぞれ記入してください。
オ．身体、精神、知的障害に該当される方は、障害の等級欄の「有」に○印をつけ、障害の程度を記入してください。また、該当されない方は「無」に○印をつけてください。なお、「有」「無」とも○印の無い場合、障害の程度の記入が無い場合は「無」とみなします。
カ．世帯状況の申告欄は、市営住宅入居申込書の裏面を確認し、該当する項目があれば、番号に○印をつけてください。なお、事実と相違がある場合は失格となりますので、十分ご注意ください。
キ．申込み住宅欄については、別紙「募集住宅一覧・募集スケジュール」を確認の上、間違いないように記入をしてください。

（３）入居資格の喪失

次のような場合は、入居決定後でも失格となります。

ア．申込み内容が虚偽であることが明らかになったとき。
イ．同一世帯で２通以上の申込みをしたとき。
ウ．資格審査において、指定された書類を指定された期日までに提出しなかったとき。
エ．申込者本人を含めた同居世帯全員のうち、一人でも「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第２条第６号に規定する暴力団員と判明したとき。
オ．入居可能日の決定を受け、決められた期日までに入居手続きを行わなかったとき。
カ．申込書に記載した入居予定者が､入居できなくなり入居資格に該当しなくなったとき。
キ．入居説明会を無断で欠席したとき。
ク．申込みをした後に住所を変更し、これを埼玉県住宅供給公社　熊谷支所に連絡しなかったために、通知等が到達しないとき。

５．入居資格審査

下記のとおり資格審査を行いますので、次の書類を申込時に郵送してください。

資格審査に必要な書類
（各種証明書は市町村長が３ヶ月以内（募集開始日時点）に発行したもの）

◎　全員の方に必ず提出していただく書類

書類の種類		書　類　の　内　容	窓口
世帯全員の住民票		**世帯全員**で証明され、**続柄**の記載のある**「住民票」**	市役所 市民課
申込み世帯全員の所得の証明書 （給与所得者 年金受給者 事業所得者）		令和６年度（令和５年分）の**「住民税決定証明書」** **＊所得に関する書類は、中学生以下の方を除いて全員必要です。** **＊年金所得者も「住民税決定証明書」が必要です。**	市役所 課税課 （住民税決定証明書）※
申込み世帯全員の市県民税を滞納していないことの証明書	市県民税 納税義務者	直近年度分（納期到来済み）の**「納税証明書」** ＊市県民税に滞納がある場合は失格となります。	市役所 収税課 ※
	市県民税 非課税者	直近年度分（納期到来済み）の**「非課税証明書」**	市役所 課税課 ※
現在住んでいる住宅の証明書	民間借家等に 住んでいる方	**「建物賃貸借契約書」**の全ページの写し ＊審査時点で締結中の契約期間内のものが必要です。	―
	親族等の家に 住んでいる方	所有権記載のある、家屋の**「固定資産評価証明書」** ＊共有名義の場合、共有者すべての方が確認できるもの。	市役所 課税課

次ページに続く

※上記の市役所窓口において発行される書類は、マイナンバーカードをお持ちであれば、コンビニでも発行を受けることができます。

※東松山市外から転入された方は、転入の時期によって窓口が他市町村となる場合があります。

◎該当する方のみに提出していただく書類
（各種証明書は市町村長が３ヶ月以内（募集開始日時点）に発行したもの

区　　分	書　　類　の　名　　称
母子(父子)世帯 （配偶者のいない方）	戸籍謄本（全部事項証明書）（親子別戸籍の場合は双方が必要）＊1
ひとり親・寡婦控除に該当する方	戸籍謄本（全部事項証明書）（配偶者の死亡等が確認できるもの・親子別戸籍の場合は双方が必要）　＊1
事実上婚姻が解消した世帯	戸籍謄本（親子別戸籍の場合は双方が必要） 1年以上別居していることが確認できる双方の住民票、家庭裁判所に離婚の調停を申し立てている証明書又は児童扶養手当証明書　＊1
内縁関係に該当する方	それぞれの戸籍謄本と内縁関係申立書（用紙は２３ページ） 1年以上同居していることが確認できる、世帯全員の続柄記載の住民票＊1
パートナーシップ宣誓をしている方	パートナーシップ宣誓書受領証またはパートナーシップ宣誓書受領カードの写し
単身で申込みされる方	戸籍謄本（全部事項証明書）＊1 単身入居の入居者資格のための申立書（用紙は２５、２６ページ）
里親世帯（里子と同居される方）	児童委託証明書
障害者の認定を受けている方	障害者の認定を受けていることが分かる書類 ・身体障害者手帳の写し ・精神障害者保健福祉手帳の写し又は精神障害の障害年金給付の証明書 ・みどりの手帳(療育手帳)の写し　・戦傷病者手帳の写し等 難病患者等の場合は市町村が交付する障害福祉サービス受給証又は地域相談支援受給者証等の写し
原子爆弾被爆者の方	被爆者健康手帳の写し
生活保護を受給している方	生活保護受給証明書
特定中国残留邦人で支援給付を受給されている方	支援給付受給証明書
前年１月２日以降に現在の職場に就職した方	給与支払証明書（用紙は１９、２０ページ）
前年１月２日以降に自営業を開業した方	税務署長に提出した開業届の控えの写し（税務署の受付が確認できるもの） 事業所得等収支明細書（用紙は２１ページ）
前年１月２日以降に退職し現在無職の方がいる世帯	雇用保険受給資格者証の写し又は退職証明書（用紙は２２ページ） （退職証明書は、直近の勤務先の代表者等が証明したもの。）
前々年１１月以降に新たに年金の受給権を取得した方	年金証書及び年金支払通知書の写し
日本国籍のない方	住民票(世帯全員で、続柄の記載のあるもの) 在留カードまたは特別永住者証明書(カード)表裏の写し ※みなし期間により在留カード等の交付を受けていない方は 外国人登録証明書(カード)表裏の写し ※世帯の中で、カードの交付を受けている方は全員分が必要です
現在婚約中の方	婚約の証明書（用紙は２４ページ） ※入居可能日の前日までに入籍したことが確認できる書類(婚姻受理証明書、戸籍謄本、住民票のいずれか)を提出することが条件となります。
本邦に引き揚げた日から起算して５年を経過していない引揚者	引揚証明書
ハンセン病療養所等に入所していた方	入所証明書 （国立ハンセン病療養所等の長又は、厚生労働省健康局疾病対策課長が証明したもの）
ＤＶ被害者世帯	次のいずれかの書類 ・婦人相談センター所長の証明（入所の証明） ・母子生活支援施設の長の証明（入所の証明） ・裁判所が決定した保護決定書の写し
過去５年以内に申込みをされた方	「市営住宅入居申込受取票」及び「市営住宅入居者選定結果通知書」 ※過去５年以内に市営住宅に申込み落選となった方は、そのときに送付された受取票等の写し

注意）　＊1　戸籍謄本が取れない外国籍の方は、各国の公的機関で発行される独身証明書（婚姻要件具備証明書）等　配偶者の死亡、離婚、未婚の確認ができる公的証明書と日本語訳を提出してください。

＊申込世帯の状況によっては、上記以外の書類の提出を求めることがあります。

＊審査書類の返却はできません。

◎世帯状況一覧表

資　　格	要　　件
障害者世帯	申込者又は同居しようとする親族が、次のいずれかに該当する世帯（単身住宅入居資格要件を満たすための該当は除く） ア．１級～４級の身体障害者手帳の交付を受けている方 イ．１級又は２級の精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方 ウ．Ⓐ、Ａ又はＢのみどりの手帳の交付を受けている方 エ．戦傷病者手帳（障害の程度が恩給法別表第１号表ノ２の特別項症から第６項症まで、又は同法別表第１号表ノ３の第１款症であるもの）の交付を受けている方
高齢者世帯	申込者本人が６０歳以上**（入居可能日の前日時点）**であり、同居者（配偶者を除く）のすべての方が、６０歳以上**（入居可能日の前日時点）**の親族である世帯
母（父）子世帯	申込み時点で、申込者本人が配偶者のいない親であり、現に２０歳未満**（入居可能日の前日時点）**の児童を扶養している世帯**（別居、離婚調停中、又は婚約者や内縁関係者の相手がいる方を除く）** なお、「配偶者のいない親」とは、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第６条第１項又は第２項に規定する方をいい、配偶者の生死が明らかでない場合等も該当します
多子世帯	３人以上の１８歳未満**（入居可能日の前日時点）**の方（胎児は除く。）と同居して扶養している方の世帯
生活保護 受給世帯	生活保護法に規定する被保護者世帯（単身住宅入居資格要件を満たすための該当は除く）
海外引揚者世帯	新たに海外から引き揚げた方で、知事の指定を受けた方（日本上陸後５年以内で引揚証明書の交付を受けている引揚者本人が申込み、又は同居する場合）（単身住宅入居資格要件を満たすための該当は除く。）
原子爆弾被爆者世帯	被爆者健康手帳の交付を受けている方を含む世帯（単身住宅入居資格要件を満たすための該当は除く。）
ＤＶ被害者世帯 （加害者であった配偶者との同居は認められません）	申込者本人が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第１条第２項に規定する配偶者等からの暴力の被害者で、次のいずれかに該当する世帯（加害者であった配偶者との同居は認められません） ア．婦人相談センターで保護が終了した日から５年を経過していない イ．母子生活支援施設で入居が終了した日から５年を経過していない ウ．裁判所が決定した保護命令が効力を生じた日から５年を経過していない
ハンセン病療養所入所者	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」第２条に規定するハンセン病療養所等に入所していた方（単身住宅入居資格要件を満たすための該当は除く。）

6. 入居説明会

入居予定者と決定された方に対して、入居可能日当日に入居説明会を開催いたします。
入居可能日については、「**入居説明会開催通知**」をご確認ください。

入居説明会では、市営住宅に入居された後に行っていただく申請手続などについて説明いたしますので、必ず出席してください。なお、この説明会を無断欠席されますと失格になりますので、出席できないときは、埼玉県住宅供給公社　熊谷支所まで事前に連絡してください。

7．家　　賃

家賃は、**入居世帯員の収入**に応じて決定されます。
その方法は、入居世帯員の収入に応じた**家賃算定基礎額に住宅の規模や立地条件、築年数**などの条件が加味されます。

8．そ　の　他

(1) 共益費等の負担

市営住宅の家賃のほかに、月々の共益費（各住宅により負担金額が異なり、各々の住宅で管理しています）及び各自が使用する水道光熱費があります。

(2) 住宅について

ア．若松町住宅、松本町住宅では、都市ガスを利用していただきます。
イ．諏訪下・向台住宅は、オール電化住宅であり、電気コンロまたはＩＨヒーター等の自己負担による設置が必要になります。
ウ．市営住宅には、市で管理する駐車場がありません。**市営住宅敷地内には、入居者を含め、どなたも自動車を駐車させることはできません。**
駐車場は、入居者自ら確保してもらうこととなります。
エ．他の入居者の迷惑になりますので、住宅内では、犬、猫などの動物の飼育はできません。
オ．高速インターネット通信の導入には制限があります。

(3) 敷金及び緊急連絡人

ア．敷金は、**家賃の３ヶ月分**を入居決定のあった日から**１０日以内**に納入していただきます。
イ．入居に際しては、**１名の緊急連絡人**が必要です。
※「緊急連絡人」は入居者の緊急時に連絡をとる人です。緊急連絡人となられる方がいない場合は、埼玉県住宅供給公社熊谷支所へご相談ください。
ウ．入居できるのは**「入居可能日」**からとなります。入居(引越し)は入居可能日から**１０日以内**に完了してください。

(4) 入居後の注意事項

ア．家賃は原則として、**口座振替**により納入していただきます。
イ．当月分家賃の納入期限は、**当月末日**（末日が休日の場合は、翌金融機関営業日）（１２月は２５日前後）です。なお、家賃を滞納すると明渡しの請求がされます。
ウ．入居後、**「収入申告書」**を毎年提出していただき、その結果に基づき皆様の家賃が決まります。収入基準を超えるときは、収入に応じて決まる家賃に、超過の割合に応じて加算された家賃となります。
また、入居してから**５年以上経過**し、収入調査で**「高額所得者」**に認定されたときは、**住宅の明渡し**が請求されます。
エ．家賃は引越し日にかかわらず、**入居可能日**より発生します。
オ．入居後において、入居者（同居者を含む）が暴力団員と判明した場合は、明渡しの請求がされます。

(5) ＤＶ被害者の入居について

入居後においては、加害者であった**配偶者との同居承認申請**は認められません。

(6) 修繕費用の負担

市が定めた修繕や入居者の責めに帰すべき事由により修繕の必要が生じたときは入居者の負担となります。

(7) 入居者の費用負担義務

ア．電気・ガス・水道及び下水道の基本料・使用料
イ．汚物及びじんかいの処理に要する費用
ウ．共同施設又はエレベーター（向台住宅）、給水施設及び汚水処理施設の使用又は維持、運営に要する費用
エ．上記以外の市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(8) 入居者の保管義務

入居者の責めに帰すべき事由により、当該市営住宅又は共同施設が滅失し、又はき損したときは、入居者が原状に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければなりません。

(9) 自治会活動について

各団地では、自治会を組織して、様々な活動をしています。入居されましたら、自治会に入会し活動に協力してください。

(10) 住宅の退去

入居者が持ち込んだ家具等は全て撤去し故意・過失により破損・損傷した部分等の修繕を入居者の負担により行い、熊谷支所へ連絡のうえ、退去検査を受けてください。

※<u>前年１月２日以降に現在の職場に就職した方</u>に提出していただくものです。

給 与 支 払 証 明 書

氏名		採　用 年月日	年　　月　　日	職種		扶養家族	人

年　月	基　本　給	賞　　与	時間外勤務手当	その他の手当	月　　計
年 月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
合　計					

上記のとおり給与を支給したことを証明します。

年　　月　　日

所在地

給与支払者　　電　話

名称及び代表者氏名　　印

給与の支払者が法人の場合は、法人名と代表者名を記載し社印又は代表者印を、また、個人の場合は個人印を押してください。

●記載上の注意……給与支払者様へ

ア　さかのぼって１年間（勤務が１年に満たない場合は、その該当月だけ）記入してください。
（前の勤務先等での収入は記入する必要がありません。）

イ　就職後１ヶ月に満たない場合は、今後１年間の推定年間給与合計を算出してください。

ウ　記載事項は給与の原簿からペンまたはボールペンで正確に転記してください。

エ　記載を必要としない欄は斜線を引いてください。

オ　訂正箇所には必ず訂正印を押してください。

カ　通勤手当等の非課税部分の収入は記入しないでください。

※前年１月２日以降に現在の職場に就職した方に提出していただくものです。

給 与 支 払 証 明 書

（パート・アルバイト用）

氏名		採　用 年月日	年　　月　　日	職種		扶養家族	人

年　月	時給（日給）	勤務時間／日	勤務日数／月	その他の手当	月　　計
年 月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
合　計					

上記のとおり給与を支給したことを証明します。

年　　月　　日

所在地

給与支払者　　電　話

名称及び代表者氏名　　印

給与の支払者が法人の場合は、法人名と代表者名を記載し社印又は代表者印を、また、個人の場合は個人印を押してください。

●記載上の注意……給与支払者様へ

ア　さかのぼって１年間（勤務が１年に満たない場合は、その該当月だけ）記入してください。
（前の勤務先等での収入は記入する必要がありません。）

イ　就職後１ヶ月に満たない場合は、今後１年間の推定年間給与合計を算出してください。

ウ　記載事項は給与の原簿からペンまたはボールペンで正確に転記してください。

エ　記載を必要としない欄は斜線を引いてください。

オ　訂正箇所には必ず訂正印を押してください。

カ　通勤手当等の非課税部分の収入は記入しないでください。

※前年１月２日以降に自営業を開業した方に提出していただくものです。

事業所得等収支明細書

年　　月　　日

１　氏　　名

住　　所　　電話番号

２　業　種　名

事業所名称

事業所所在地　　電話番号

３　事業開始年月日　　年　　月　　日

４　事業期間　　年　　月　　日～　　年　　月　　日

５　月別収支内訳

区分＼月別		年　月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	合　計
収入の部														
	計													
支出の部														
	計													
差　引														

※　この収支明細書を提出する方は現金出納帳など、収支明細を証明できる帳簿を持参してください。

※　さかのぼって１年間（１年に満たない場合は、その該当月だけ）記入してください。

※前年１月２日以降に退職した方に提出していただくものです。

退　職　証　明　書

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者は、　　年　　月　　日付けで退職した
ことを証明します。

年　　月　　日

証　明　者

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名　　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（あて先）埼玉県住宅供給公社　理事長

※内縁関係に該当される方に提出していただくものです。

内縁関係申立書

私達は、　　年　　月　　日頃から内縁関係にあることを申し立てます。

年　　月　　日

申　立　者

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（あて先）埼玉県住宅供給公社　理事長

※現在婚約中の方に提出していただくものです。

婚 約 の 証 明 書

申込者　　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

婚約者　　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記両名は、　　年　　月　　日婚約成立し
　　年　　月　　日届出予定であることを証します。

年　　月　　日

（あて先）埼玉県住宅供給公社　理事長

証明者　　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）・入居可能日の前日までに婚姻の届出をしたことが確認できることが条件となります。
・証明者欄には第三者の方の署名が必要です。

この申立書は単身入居申込みをする方に提出していただくものです。

単身入居の入居資格のための申立書

氏　名	生年月日　明・大・昭・平　　年　　月　　日生(　　歳)	男・女
現住所		

《該当するものに○印を付け、又は記入欄に記入してください。》

1. あなたは単身で日常生活を営むうえで何らかの介護（介助・援助）を必要としますか。
　①必要とする　　②必要としない
　※ 下記の質問「４」に掲げる項目に照らしてお答え下さい。

◎上記１で「必要としない」とお答えになった方は、最後の５の親族に関する事項のみお答えください。

２．現在のあなたのおすまい等状況についておたずねします。
（1）あなたの現在のお住まい等は
　①住宅　　②施設・病院等　　③その他（具体的に　　）
（2）住宅にお住まいの方におたずねします。
・あなたの住んでいる居室の階層は
　①１階　　②２階（エレベーターの有無：　有・無　）
　③３階以上（エレベーターの有無：　有・無　）
・同居している方は
　①いる　　②いない
（3）施設・病院等に入っておられる方におたずねします。
・施設、病院等の名称は（　　）
・施設、病院等の種類は　①特別養護老人ホーム　　②障害者療護施設　　③病院・診察所
　④その他（　　）
・現在の施設、病院等から市営住宅への移転を希望する理由をご記入ください。

（　　）

３．現在のあなたの心身の状況等についておたずねします。
（1）介護保険法による市の認定を　①受けている　　②受けていない
　市の認定を受けている場合はその内容（要支援、[要介護１、　２、　３、　４、　５　]）
（2）日常生活においてなにか福祉器具を使用していますか。
　①使用している　福祉器具の種類（　　）　　②使用していない

４．あなたの現在の日常生活における介護（介助・援助）の状況等についておたずねします。
次ページ表中の該当する欄に○印を記入してください。
　また、介護（介助・援助）が必要な場合は、現在受けている介護（介助・援助）の内容、入居申込をした市営住宅において受ける予定の介護（介助・援助）の内容等について、具体的に記入してください

項　目		①　現在の日常生活において介護(介助・援助）を必要としていますか			②　①において介護が必要と答えた場合、現在の介護（介助・援助）をどこから受けていますか			③　①において介護（介助・援助）が必要と答えた場合、市営住宅に入居したときにどこから介護（介助・援助）を受ける予定ですか		
		不必要	一部必要	全部必要	介護保険による居宅介護サービス	介護保険以外による介護・援助		介護保険による居宅サービス	介護保険以外による介護・援助	
						公的機関（市町村、保健所、支援センターなど）	民間（ボランティア団体、ＮＰＯ、親族など）		公的機関（市町村、保健所、支援センターなど）	民間（ボランティア団体、ＮＰＯ、親族など）
基本的な動作	居宅における移動									
	食　事									
	お風呂									
	トイレ									
	着替え									
	炊事、洗濯、掃除など、ふだんの家事									
その他	相　談									
	見守り									

○　現在受けている介護（介助・援助）について内容、頻度、実施団体名等具体的にご記入ください。

（　　）

○　現在受けている医療（訪問看護、通院、服薬、急に持病の症状が出たときの方法など）があり、それについて知らせておきたいことがあれば、その具体的な内容をご記入ください。

（　　）

○　入居申込をした市営住宅において受ける事を予定している介護（介助・援助）について、内容、頻度、実施団体名等具体的にご記入ください。

（　　）

５．生活の相談ができる親族（２名）の氏名、住所、年齢、電話番号、続柄をご記入ください。

氏名	住所	年齢	電話番号	続柄

以上の申立のとおり相違ありません。

また、埼玉県住宅供給公社が単身入居資格の認定を行うに際し、福祉主管部局等に意見を求める必要がある場合において、埼玉県住宅供給公社が本申立書及び面接等の調査で知った事項について、福祉主管部局等に情報提供することに同意します。

年　　月　　日

埼玉県住宅供給公社　理事長　様

氏名

東松山市 市営住宅　一覧

住宅名	棟	規格 (間取り)	管理 戸数	竣工年度	建物 階数	所在地	単身 ※1	EV ※2	設備等	交通機関
松本町住宅	A 号棟	3DK（20 戸）	20	昭和 55 年度	5 階建	東松山市松本町 1 丁目 10 番 28 号	無	無	都市ガス	東松山駅からバス 5 分 下車徒歩 3 分
	B 号棟	2LDK（8 戸）	8		2 階建	東松山市松本町 1 丁目 10 番 29 号	有	無		
若松町住宅名	1 号棟	3DK（30 戸）	30	昭和 59 年度	5 階建	東松山市若松町 1 丁目 8 番 1 号	無	無	都市ガス	東松山駅からバス 8 分 下車徒歩 5 分
	2 号棟	3DK（20 戸）	20		5 階建		無	無		
	3 号棟	3DK（20 戸）	20		5 階建		無	無		
諏訪下住宅名	1 号棟	3DK（30 戸）	30	平成 4 年度	5 階建	東松山市大字松山 2819 番地 3	無	無	オール電化 浄化槽	東松山駅からバス 12 分 下車徒歩 8 分
	2 号棟	3DK（30 戸）	30		5 階建		無	無		
	3 号棟	3DK（40 戸）	40		5 階建		無	無		
向台住宅名	1 号棟	1DK（5 戸）	107	平成 9 年度～ 平成 12 年度	9 階建	東松山市大字松山 1684 番地 11	有	有	オール電化 浄化槽	東松山駅からバス 15 分 下車徒歩 1 分
		2DK（5 戸）								
		2LDK（16 戸）								
		3LDK（77 戸）								
		4LDK（4 戸）								
	2 号棟	1LDK（5 戸）	24	平成 16 年度	5 階建	東松山市大字松山 1684 番地 1	有	有		
		2LDK（19 戸）								

全ての住宅に駐車場はありません

※1　「単身」とは、単身の方が入居できる単身向け住戸がある住宅です（1DK、1LDK、2DK、2LDK に限る）。

※2　「EV」とは、エレベーターの略称です。

一部の市営住宅の部屋についてご紹介

■スマートフォンをお持ちの方は、下記のＱＲコードから３６０度画像を見ることができます。
※画像は、入居することとなる部屋とは限りません。~~向台　諏訪下~~
※募集期間中に限らず、市営住宅の部屋を見ることができます。

■若松町住宅（３ＤＫ）

■諏訪下住宅（３ＤＫ）

■松本町住宅（３ＤＫ）

■向台住宅１号棟

（２ＤＫ）

（２ＬＤＫ）

（３ＬＤＫ）

■向台住宅１号棟

（４ＬＤＫ）

■向台住宅２号棟

（２ＬＤＫ）

※紹介している部屋の画像は、入居前の修繕・クリーニング前のものです。

問合わせ先

埼玉県住宅供給公社　熊谷支所

受付時間　午前８：30～午後５：15

〒360-0826
埼玉県熊谷市赤城町１-１４７-２
TEL：０４８―５７７－６０４３
FAX：０４８―５２４－９７６９
※ 電話番号のかけ違いにご注意ください。

案　内　図

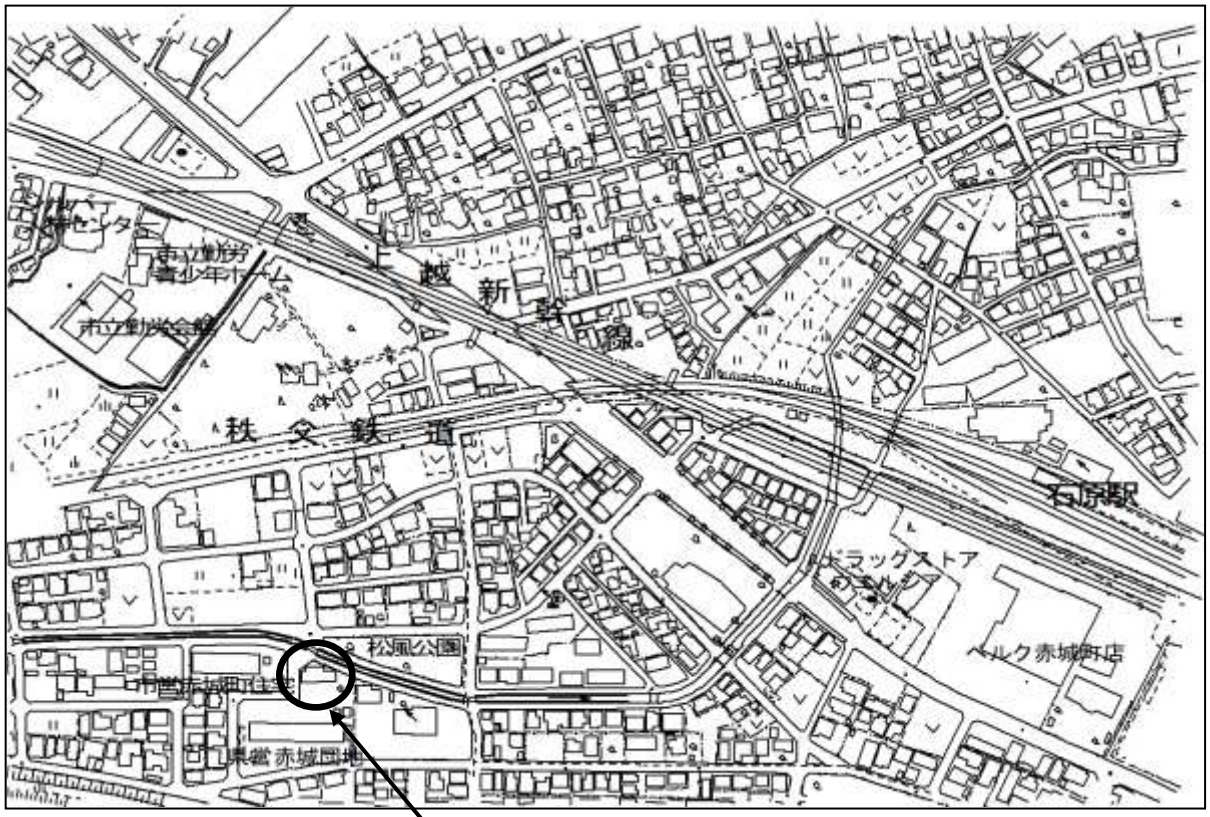

東松山市

別紙【募集住宅一覧・募集スケジュール】

令和６年１１月１日作成

◇市営住宅「①一次募集」一覧◇

【一般：２人以上の世帯】◎*単身の方は申込みできません*

住宅名	規　格	戸数 ※注1	家　賃 （　予　定　）	竣工 年度	建物 階数	所在地	ＥＶ ※注2	交通機関
松本町	3DK	１戸	18,900 円～ 37,100 円	S.55	5 階建	東松山市 松本町 1-10-28	無	東松山駅から バス 5 分 下車徒歩 3 分
若松町	3DK	２戸	20,500 円～ 40,300 円	S.59	5 階建	東松山市 若松町 1-8-1	無	東松山駅から バス 8 分 下車徒歩 5 分
諏訪下 ※注3	3DK	２戸	24,300 円～ 47,800 円	H.4	5 階建	東松山市 大字松山 2819-3	無	東松山駅から バス 12 分 下車徒歩 8 分
向　台 １号棟 ※注3.4	3LDK	２戸	31,200 円～ 61,200 円	H.9	9 階建	東松山市 大字松山 1684-11	有	東松山駅から バス 15 分 下車徒歩 1 分

【一般：３人以上の世帯】◎*単身の方、お二人での申込みはできません*

住宅名	規　格	戸数 ※注1	家　賃 （　予　定　）	竣工 年度	建物 階数	所在地	ＥＶ ※注2	交通機関
向　台 １号棟 ※注3.4	4LDK	１戸	35,500 円～ 69,700 円	H.9	9 階建	東松山市 大字松山 1684-11	有	東松山駅から バス 15 分 下車徒歩 1 分

※注１　募集戸数は「入居者募集のご案内」の作成時点での戸数であり、空き住宅が出た場合は最終的に戸数が増える場合があります。最新の空き状況はお電話でお問合せください。
（埼玉県住宅供給公社熊谷支所　０４８－５７７－６０４３）

※注２　ＥＶはエレベーターの略です。

※注３　諏訪下・向台住宅は、オール電化住宅であり、電気コンロまたはＩＨヒーター等の自己負担による設置が必要になります。

※注４　日常車イス使用の方の募集申込、入居が可能です。

※注５　申込みにあたっては、現地及び周辺環境を事前にご確認のうえ、申込み住宅を選定してください。

裏面もご覧ください。

◇（①一次募集）募集スケジュール◇

	日　程	備　考
募集期間	11 月 1 日（金）～ 11 月 15 日（金）	※郵送：当日消印有効
入居決定通知発送	12 月中旬	
入居説明会開催日	1 月 7 日（火）	
入居可能日		

＊敷金は、家賃の３ヶ月分です。入居決定のあった日から１０日以内にご入金していただきます。
＊申込み方法等については、募集案内の１２ページをご覧ください。

◇（②二次募集）募集スケジュール◇

	日　程	備　考
募集期間	12 月 2 日（月）～ 1 月 17 日（金）	※電話：先着順
入居決定通知発送	2 月中旬	
入居説明会開催日	3 月 3 日（月）	
入居可能日		

＊敷金は、家賃の３ヶ月分です。入居決定のあった日から１０日以内にご入金していただきます。
＊申込み方法等については、募集案内の１２ページをご覧ください。

［ 注　　意 ］
1．募集案内をよくお読みいただき、募集住宅の場所、周辺状況の確認をされたうえでお申し込みください。
2．申込書提出後は、原則として記載事項の変更はできません。
3．個人情報利用目的等についての同意書が必要となります。

【問い合わせ先】　埼玉県住宅供給公社　熊谷支所

受付時間　平日　午前８：30～午後５：15

TEL：０４８－５７７－６０４３

記　入　例

令和６年度　第２回

様式第１号（第２条・第20条関係）

市営住宅入居申込書

令和　６年１１月　６日

埼玉県住宅供給公社　理事長 あて

申込者　氏名　松　山　　純　一

東松山市市営住宅へ入居したいので、別記の事項を承知の上、東松山市市営住宅条例第７条第１項の規定により、次のとおり市営住宅への入居を申込みます。

なお、この申込書に事実と異なる事項が記載されている場合、または入居資格を満たしていることを証明できない際は、申込みを無効とされても異議を申立てしません。

住　所	郵便番号	３５５　－　８６０１	電話番号	０４９３－　２１　－１４２４
	東松山市	松葉町１丁目１番５８号　イーストハイツ　１０１号室		
勤務先	名　称	東松山商事（株）	電話番号	０４８　－　５７７－６０４３
	住　所	東松山市 六軒町　５－１		

入居しようとする者の氏名		続　柄	性　別	生年月日	年齢	障害の等級	
フリガナ	マツヤマ　ジュンイチ						
氏　名	松　山　純　一	本人	(男)・女	明・大・(昭)・平・令 51年6月14日	48歳	有・(無)	身体　級 / 精神　級 / 療育　判定
フリガナ	マツヤマ　ア　ヤ　コ						
氏　名	松　山　綾　子	妻	男・(女)	明・大・(昭)・平・令 52年1月29日	47歳	(有)・無	身体　3　級 / 精神　級 / 療育　判定
フリガナ	マツヤマ　カ　ズ　オ						
氏　名	松　山　一　夫	子	(男)・女	明・大・昭・(平)・令 18年4月17日	18歳	有・(無)	身体　級 / 精神　級 / 療育　判定
フリガナ	マツヤマ　エ　ミ　コ						
氏　名	松　山　恵美子	子	男・(女)	明・大・昭・(平)・令 20年2月10日	16歳	有・(無)	身体　級 / 精神　級 / 療育　判定

世帯状況の申告(複数可) **※必ず裏面を確認してください。**	(1)障害者　3 母子等　5 生活保護　7 被爆者　9 ハンセン病 2 高齢者　4 多子　6 引揚者　8 ＤＶ

申込み理由 該当番号に○をつけてください (複数可)	(1)収入に比べ家賃が高い 2 立退きを求められている 3 民間賃貸の入居は断られた 4 人数に比べ部屋が狭い 5 公害など周辺環境が不適切 6 住宅の設備が不完全(不適切) 7 住宅の老朽化が著しい(危険) 8 その他（　　）

申込み住宅	種別		住宅名		規　格	
		(一般)・単身		向台１号棟		３ＬＤＫ

注１　「募集の案内」をよく読んでからご記入ください。
　　（申込書記入上の注意は 13 ページに記載してあります）
注２　黒または青のインクか、ボールペンでご記入ください。
注３　記入もれなどがありますと受付できないことがありますので、
　　ご記入後は再度確認してください。

住宅公社使用欄	抽選番号（記入不要）	

別記

この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は入居申込者（現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるときは、入居の承認を受けられなくても異議ないことを誓約します。

また、入居の承認を受けた後に、入居者（申込者）又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約します。

暴力団員であるか否かの確認のため、関係機関に照会されることに同意します。

【申込書の書き方】

次の注意事項をご覧になり、**裏面の記入例で赤字で記入されている箇所だけを記入してください。**

記入もれ、誤記入、読みとれない部分がある場合は、受付できないことや、失格となりますので、よく確認してください。

※フリガナは、カタカナで記入してください。

① 申込日は、実際に申込む日を記入してください。

② 申込者の氏名を記入してください。

③ 電話番号は、必ず市外局番から記入してください。

④ 住所は番地（アパートまである場合にはアパート名まで）を略さず記入してください。

⑤ 申込者の方が無職の場合は、勤務先は空欄のままで構いません。

⑥ 入居しようとする親族（婚約者を含む）をもれなく記入してください。

姓名のフリガナのふりかたは次のとおりです。

（例）

フリガナ	マツヤマ　　ジュンイチ
氏　名	松　山　　純　一

姓と名の間をあけて書く。

⑦ 年齢は、**申込日現在の満年齢**で記入してください。

⑧ 障害の等級は、どなたも手帳交付の有無についてどちらかに〇印をつけてください。

入居しようとする親族に手帳をお持ちの方がいらっしゃる場合には、その手帳の種類の欄に等級を記入してください。

⑨ 申込み住宅の種別は、単身世帯の場合は「単身」、２人以上の世帯の場合は「一般」を選んでください。

〇印をつけず、手帳の種類の欄に等級だけ記入されている場合は、手帳をお持ちしていないものとさせていただきますので、ご承知おきください。

令和６年度　第２回

様式第１号（第２条・第２０条関係）

市営住宅入居申込書

令和　　年　　月　　日

埼玉県住宅供給公社　理事長 あて

申込者　氏名

東松山市市営住宅へ入居したいので、別記の事項を承知の上、東松山市市営住宅条例第７条第１項の規定により、次のとおり市営住宅への入居を申込みます。

なお、この申込書に事実と異なる事項が記載されている場合、または入居資格を満たしていることを証明できない際は、申込みを無効とされても異議を申立てしません。

住　所	郵便番号	－　　－	電話番号	－　　－
	東松山市			
勤務先	名　称		電話番号	－　　－
	住　所			

入居しようとする方の氏名		続　柄	生年月日	年齢	障害の等級	
フリガナ		本人	明・大・昭・平・令 年　月　日	歳	有・無	身体　級 精神　級 療育　判定
フリガナ			明・大・昭・平・令 年　月　日	歳	有・無	身体　級 精神　級 療育　判定
フリガナ			明・大・昭・平・令 年　月　日	歳	有・無	身体　級 精神　級 療育　判定
フリガナ			明・大・昭・平・令 年　月　日	歳	有・無	身体　級 精神　級 療育　判定
フリガナ			明・大・昭・平・令 年　月　日	歳	有・無	身体　級 精神　級 療育　判定

◆世帯状況の申告（複数可）
※必ず裏面を確認してください。

１．障害者　３．母子等　５．生活保護　７．原爆被爆者　９．ハンセン病
２．高齢者　４．多子　６．海外引揚者　８．DV 被害者

申込み理由（該当番号に○をつけてください（複数可））

１．収入に比べ家賃が高い
２．立退きを求められている
３．民間賃貸の入居は断られた
４．人数に比べ部屋が狭い
５．公害など周辺環境が不適切
６．住宅の設備が不完全(不適切)
７．住宅の老朽化が著しい(危険)
８．その他（　　）

申込み住宅	種別	一般　・単身	住宅名		規　格(間取り)	

注１　「募集の案内」をよく読んでからご記入ください。
（申込書記入上の注意は 13 ページに記載してあります）
注２　黒または青のインクか、ボールペンでご記入ください。
注３　記入もれなどがありますと受付できないことがありますので、ご記入後は再度確認してください。

住宅公社 使 用 欄	抽選番号（記入不要）	

別記

この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は入居申込者（現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるときは、入居の承認を受けられなくても異議ないことを誓約します。

また、入居の承認を受けた後に、入居者（申込者）又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約します。

暴力団員であるか否かの確認のため、関係機関に照会されることに同意します。

◆世帯状況の申告について

「市営住宅入居申込書」の世帯状況の申告欄については、下表を確認し、該当される場合は申告欄の番号に〇印をつけてください。

なお、この申告により、困窮度判定及び当選確率を優遇することとなりますので、よく確認し、間違いの無いように十分注意してください。（申告に誤りがあった場合は、失格となります）

◎世帯状況一覧表

資　　格	要　　件
障害者世帯	申込者又は同居しようとする親族が、次のいずれかに該当する世帯（単身住宅入居資格要件を満たすための該当は除く） ア．１級～４級の身体障害者手帳の交付を受けている方 イ．１級又は２級の精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方 ウ．Ⓐ、Ａ又はＢのみどりの手帳の交付を受けている方 エ．戦傷病者手帳（障害の程度が恩給法別表第１号表ノ２の特別項症から第６項症まで、又は同法別表第１号表ノ３の第１款症であるもの）の交付を受けている方
高齢者世帯	申込者本人が６０歳以上（入居可能日の前日時点）であり、同居者（配偶者を除く）のすべての方が、６０歳以上（入居可能日の前日時点）の親族である世帯
母（父）子世帯	申込み時点で、申込者本人が配偶者のいない親であり、現に２０歳未満（入居可能日の前日時点）の児童を扶養している世帯（別居、離婚調停中、又は婚約者や内縁関係の相手がいる方を除く） なお、「配偶者のいない親」とは、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第６条第１項又は第２項に規定する方をいい、配偶者の生死が明らかでない場合等も該当します。
多子世帯	３人以上の１８歳未満（入居可能日の前日時点）の方（胎児は除く）と同居して扶養している方の世帯
生活保護受給世帯	生活保護法に規定する被保護者世帯（単身住宅入居資格要件を満たすための該当は除く）
海外引揚者世帯	新たに海外から引き揚げた方で、知事の指定を受けた方（日本上陸後５年以内で引揚証明書の交付を受けている引揚者本人が申し込み、又は同居する場合）（単身住宅入居資格要件を満たすための該当は除く）
原子爆弾被爆者世帯	被爆者健康手帳の交付を受けている方を含む世帯（単身住宅入居資格要件を満たすための該当は除く）
ＤＶ被害者世帯 （加害者であった配偶者との同居は認められません）	申込者本人が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第１条第２項に規定する配偶者等からの暴力の被害者で、次のいずれかに該当する世帯(加害者であった配偶者との同居は認められません) ア．婦人相談センターで保護が終了した日から５年を経過していない イ．母子生活支援施設で入居が終了した日から５年を経過していない ウ．裁判所が決定した保護命令が効力を生じた日から５年を経過していない
ハンセン病療養所入所者	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」第２条に規定するハンセン病療養所等に入所していた方（単身住宅入居資格要件を満たすための該当は除く）

（ 申 込 者 ）

同　意　書

埼玉県住宅供給公社がお客様の個人情報をお預かりする場合は、利用目的等の通知または公表を行ったうえで、利用目的の達成に必要な範囲で収集いたします。
また、保有するお客様の住所・氏名等の個人情報につきましても、公社個人情報保護方針に則り、適切に取り扱います。
ついては、下記事項をご確認いただき、同意の証として住所・氏名欄にご署名をお願いいたします。

記

1.　個人情報の利用目的
①　賃貸住宅等の申込、入居、収納、修繕、退去等の業務
②　各種情報、及び連絡事項のご連絡やご案内
③　各種アンケートのお願い
④　調査・統計資料の作成
⑤　その他住宅等の管理上必要な場合

2.　個人情報提供の任意性
申込書や各種申請書等について、個人情報を含む所定の記入箇所の不備や添付書類を提出されない場合、失格や無効など、不利益が生じる場合がありますので、ご承知おきください。
なお、各種アンケートについては、個人情報の提供は任意です。

3.　個人情報の第三者提供
当公社は、「法令等に定めがある場合」、「個人の生命の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合」等を除き、個人情報を第三者に提供することはいたしません。

4.　個人情報の預託
当公社は、業務の執行上、個人情報保護の措置が講じられている業者（管理業者、修繕業者など）へ個人情報を預託する場合がありますので、ご承知おきください。

5.　個人情報の利用目的の通知および開示等のお求めの手続き
当公社は、本人又は本人から依託された代理人からの個人情報の開示・訂正・利用停止等のお求めに対応しております。
なお、お求めの際は各種請求書を提出していただきます。

私が提供する個人情報の利用目的等の上記事項について、確認しました。ついては、その利用目的等について同意します。

令和　　年　　月　　日

（宛先）埼玉県住宅供給公社　理事長

申込者 住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申込者 氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

個人情報の取扱いに関するご相談、苦情窓口

TEL 048-829-2863　FAX 048-824-3786
メールアドレス privacy@saijk.or.jp